

コロナ対策支援制度も
あわせて解説します！

令和2年度浜松市委託事業

もしもの時に備えよう！ 賃貸暮らしの生活再建

生活の基盤である住まいが自然災害で被害を受けてしまったら…
今まで通りに暮らし続けることが出来なくなってしまったら…
被災者の生活再建にはさまざまな支援制度が活用できます。
日ごろから備えておくことで地域と家庭での安心につなげましょう。



令和3年

1月31日(日)

10:00~12:00

会場:あいホール 203

(浜松市中区幸三丁目3番1号)

「被災者生活再建カード」とは？

被災後の生活再建を具体的に考えるツールとして講師が考案。支援制度やその活用、また、支援活動に必要な視点を学べるツールです。

災害直後	避難所 数日から数ヶ月の利用(無料)	ボランティア 専門家支援 片付け・土砂撤去 など様々な困り ごとの相談	応急修理 制度 半壊以上 595,000円 半壊 300,000円	基礎支援金 被災者生活再建支援法 全壊・倒壊・長期滞り 100万円 大規模半壊 50万円	火災(地震) 保険・共済 火災保険だけでは 地震・津波の 被害補償なし	
数か月後	仮設住宅 原則2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性	義援金 家族の死亡や住家 被害の程度により 支給される	自治体の 独自支援 自治体により支援 の有無・内容が異 なるので情報収集	災吊慰金 家族の死亡時に遺 族に500万円 又 は250万円 支給	災害援護 資金貸付 1か月以上の負債 家財損害、住家被 害に最大350万円 貸付	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・墓 地などの被害や災 害による支出で税 金が減免される
その後	公費解体 半壊以上の家賃や 一部事業用を無料 で解体・撤去	加算支援金 被災者生活再建支援法 建設・購入 200万 修理 100万 民間貸借 50万	被災ローン 減免制度 高所得 住宅、事業、教育 などの個人ローン の減額・免除	リバース モーゲージ 60歳以上なら、不 動産を担保に、利 息のみの返済可能	災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修) 建設・購入資金は 半壊、補修は一部 損壊以上が条件	災害公営 住宅 収入に応じて家賃 は変動、当初数年 は家賃の特典あり

【対象】浜松市在住もしくは在勤の方

【定員】20名(先着順) 【参加費】無料

【申込方法】12月15日(火)午前10時から、電話、または、あいホールHP(<https://ai-hall.com>)の「講座・イベント情報」から申込み

【託児】6か月から就学前のお子さん(無料、1月22日(金)締め切り、定員あり)

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によってはオンライン開催の可能性があります。

【お問合せ】あいホール男女共同参画推進事業担当

〒433-8123 浜松市中区幸三丁目3番1号 電話:053-412-0351

メール: info@ai-hall.com (1週間以内にメール返信のない場合は、電話でお問合せ下さい)

